

第7回丹波市教育振興基本計画審議会

◇開 会 令和6年 4月 23日(火) 午前10時00分

◇閉 会 令和6年 4月 23日(火) 午後12時00分

◇会 場 山南住民センター やまなみホール

◇出席者

- ・会長 安藤 福光
- ・副会長 松井 久信
- ・委員 葛木伸一郎 久下 悟 池内 晃二
岸田 孝広 酒井 陽祐 臼井眞奈実
松井 崇好 木寺 章 江本 晃謙

[事務局]

- ・まちづくり部長 谷水 仁
- ・市民活動課長 山内 邦彦
- ・人権啓発センター所長 堂本 祥子
- ・文化・スポーツ課長 木村 成志
- ・事務局 片山 則昭
- ・教育部長 足立 勲
- ・教育部次長兼学校教育課長 山本 浩史
- ・教育部学校教育課参事 小森 真一
- ・社会教育・文化財課長兼文化財係長 小畠 崇史
- ・恐竜課長 松枝 満
- ・教育総務課長 足立 安司
- ・教育総務課副課長兼企画総務係長 足立 真澄
- ・教育総務課企画総務係主査 蘆田 愛帆

次第1

開会あいさつ

(事務局)

それでは、定刻となりましたので、第7回丹波市教育振興基本計画審議会を開会いたします。

本日は、ご多用のところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。

本審議会は、原則として公開しております。丹波市のホームページにも会議内容を掲載してまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、議事録作成のために録音をさせていただきます。発言の際には、お名前を名のついでにいただいてから発言いただきますようお願いいたします。

また、本日の会議は、12時終了の予定でご審議賜りたいと思います。

それでは、開会に当たりまして、丹波市教育振興基本計画審議会、安藤会長からご挨拶をいただきます。

(会長)

皆さんおはようございます。本日も前回に続いてワークショップという形になりました。教育振興基本計画の核となる理念の作成に向けて、課題等の洗い出しや絞り込みを委員の皆さま方からご意見いただきながらより良い理念づくりに向けていきたいという作業になっておりますので本日もよろしくようお願いいたします。以上です。

次第2

本日の議題説明

(会長)

それでは、本日の議題説明について事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

前回、3月25日の審議会では、(1)丹波市の教育のめざす姿、(2)丹波市の教育のめざす姿を実現するための取組をテーマに、それぞれの委員のお立場から「みえる課題」や「丹波市のめざす姿」、「そのために何が必要か」を話し合っていました。

そのグループワークの中でキーワードとなった言葉、気になっている言葉が何であったか、今後議論を深めていく事柄は何かを可視化するためテキストマイニングを活用しました。

その結果は、資料3ページとなっております。小さい文字であっても、「楽しい」「多様」「うれしい」といった形容詞、「認める」「つなぐ」といった動詞が表れており、文字の大小はありますが、大切なキーワードがでてきていると思います。

テキストマイニングで拾いきれなかった言葉もありますが、資料5ページから9ページには、それぞれのグループでの意見をとりまとめておりますので、参考に見ていただきながら当時の意見を思い起こしていただけたらと思います。

また、Aグループについては、参加されておりました委員さんが分かりやすくまとめていただいております。本日の追加資料として机上配布しております。

本日は、第3次教育振興基本計画の基本理念について、具体的な協議に入りたいと考えております。

基本理念の具体的な協議に入る前段として、基本理念を考える上のキーワードとなる「こどもまんなか」「ウェルビーイング」「多様性と包摂性」をテーマにまず意見交換をお願いしたいと思います。

その内容を踏まえて、基本理念の検討に入ります流れとなりますが、本日は「基本理念について」を重点的に話し合っていたきたいと思います。

時間の都合上、本日の「基本理念のまとめ」また「基本方針について」は次回の審議会日程として次第に記載しております5月2日、もしくは5月7日に協議したいと考えております。

基本理念、基本方針と日程をあけて協議していただくこととなりますが、本日の基本理念の検討、次回の基本方針の検討を経て、市民ワークショップの開催を予定しております。

市民ワークショップの開催要領案は資料1ページとなります。

本日の協議、また次回の協議を合わせて、基本理念、基本方針を協議するとともに、市民ワークショップを見据えたものとして現段階で、提出できる原案を考えていきたいと思っております。

なお、ここで資料1ページの市民ワークショップの案の訂正をお願いします。

3参加者、の次に「教育振興基本計画審議会委員〇名」と記載しておりますが、続くファシリテーターの役割というカッコ書きを削除いたします。ファシリテーターは事務局で行うこととし、委員の皆様には事務局とともにどのような意見がでるかをお聞きいただき、審議会での協議に繋げていただけたらと思います。

以上で、本日の協議の流れとさせていただきますが、先ほど申しました通り、本日の協議と合わせて次回の審議会日程についても提案させていただきます。

直近の日程になってしまい誠に申し訳ございませんが、5月2日(木)もしくは5月7日(火)の、どちらか参加者の多い日で設定させていた

だきたいと思います。

なお時間は午後を予定しておりますが、お時間は3時間を頂戴したいと考えております。

本日時点で、どちらか都合の良い日を挙手いただけますでしょうか。

ありがとうございます。

直近の日程で、どちらも参加出来ないという委員様には誠に申し訳ないのですが、多いところで、次回を5月2日（木）に設定させていただきたいと思います。

本日はその前段として基本理念を中心に協議できたらと思います。

以上で、本日の流れと次回へのつなぎの説明とさせていただきます。

(委員)

4月のタイミングで変わられている委員さんはどなたですか。

(事務局)

本日から新しく、前任の方に引き続いて出席していただいている委員ですが、紹介が遅れまして申し訳ございません。

小学校代表で出ていただいていた校長と氷上特別支援学校もかわられています。どうぞよろしく申し上げます。

(委員)

ありがとうございます。

5月2日に、今日欠席の方がもし来られなくなった場合、それでも会議をされるのですか。

(事務局)

会議につきましては、審議会の条例がありまして、その会議の条例の第5条のところで、会議は過半数の委員の出席により成立ということになっております。全体で15名おられますので、本日の欠席者には後ほどまたそれぞれ聞かせていただいて、過半数を達するような状況になれば開催をさせていただきたいと思います。

もし、過半数に達しない場合は違う日に設定をさせていただきたいと思っております。

(委員)

ありがとうございます。

今日は基本方針までいかないと思うのですが、いただいた資料の基本方針の中身が前回の資料より、結構変わった印象を受けていて、本文中も文字が削除されたり変更されたりしているのですが、私としては、これまでの中で、そこまで議論していないかなという印象を持っているのですが、結構キーワードが変更になったり、削られていたりという印象を持ったのですが、例えば、3点目、今日配られている資料だと、生涯学習のところだと思うのですが、例えば「こどもも大人も」の個所、2番目の「全ての人」が」という形で始まっていた個所、どういう経緯で変わってしまったのかご説明いただけたらと思います。

(事務局)

基本方針につきましては、次の会議で深く審議いただきたいとは思っているのですが、それに先立ちまして事務局で現時点での見直しをさせていただきました。主にはこれに続く基本施策のところのつながりで変更したところでは。

先ほど言われた、「すべてのこどもが自分らしく生き生きとなる学び、一人一人とり残されない教育を実践する」について、「全ての人」ではなく「すべてのこども」と今回、変えております。ここでは、この資料だけでは分かりにくいですが、それに続く施策を見ても、こどもに関する教育が多く書かれてくることにはなります。大人もかわりながらこどもの教育を支えてくるということにはなるのですが、こどもへ

の教育というところ分かりやすくいたしました。

ただこれはまだ現段階の事務局案としまして、それぞれ、今後、審議いただけたらと思います。

(委員)

ありがとうございました。我々が今まで出した意見とは逆の修正だと思った印象があったので述べさせていただきました。

(会長)

事務局の方も人が変わったかと思うのですか。

(事務局)

変わったものから、自己紹介いたします。

(事務局)

4月から教育部次長兼学校教育課長をしております山本浩史と申します。よろしく願いいたします。

(事務局)

この4月からまちづくり部長を拝命しました谷水仁と申します。昨年度までは、まちづくり部次長兼文化・スポーツ課長としてこの審議会に出席をさせていただきました。よろしく願いいたします。

(事務局)

この4月から文化・スポーツ課長を拝命しております木村成志と申します。どうぞよろしく願いします。

(事務局)

この4月から恐竜課長を拝命しております松枝満と申します。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

この4月から、教育部教育総務課となりました蘆田愛帆と申します。よろしく願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。それでは、グループワークの議題説明を事務局からお願いいたします。

(事務局)

グループワークに入る前に、資料の17ページをご覧ください。

第2章 教育を取り巻く環境の変化というところで、国や県の教育振興基本計画を参酌しながら丹波市の教育振興基本計画を策定するのですが、教育を取り巻く環境は、国や県と同じところもあれば丹波市独自のこともあつたりしますので、丹波市の教育を取り巻く環境の変化について、説明をさせていただいた方がこの後の審議がしやすいかと思っておりますので説明させていただきます。

これまでの2期にわたる計画においても、少子化・人口減少や高齢化、グローバル化の進展、こどもの貧困、地域間格差、社会のつながりの希薄化、ICTによる技術革新の進展など、社会の変化や課題として継続的に掲げられてきました。

そのような中、2次計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の拡大という予測困難な時代の象徴ともいえるべき事態が生じ、丹波市においても、令和2年には国の要請による一斉の臨時休校措置を講じるなど、学校の教育活動に大きな影響が生じる状況となり、こどもたちの学びの保障や心のケアなどが課題となりました。こういった部分は、施策にしっかりと反映させていこうと思っております。

もう一つ、2次計画中のもう一つの大きな潮流として、「こどもまんなか社会」が挙げられます。令和4年6月に「こども基本法」が成立し、令和5年4月にこども家庭庁が発足しました。児童虐待や少子化など、こどもにもまつわる課題を解決すべく、早急な政策支援、社会基盤の整備を進め

ていこうという国の方針です。

こどもたちを育てることは、将来の丹波市を担う人材を育てることであり、ひいては丹波市の発展・繁栄に直接寄与することですから、丹波市においても、市全体で丹波市のこどもたちを育てていくことを中心に据えて教育施策の重要性を掲げたいと考えています。

ということもありまして、最初のキーワード「こどもまんなか社会の実現」と書かせていただいています。

前置きが長くなりましたが、資料47ページ「こども基本法」が示す理念を4つほどあげさせていただいております。そのような理念を尊重し、全てのこどもや若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」の実現を、丹波市でも目指したいと考えます。

17ページの下段ですけれど、こどもや若者に関する課題として、家庭については、家族観の変化、児童虐待、ひきこもり。学校については、生徒指導上の課題の多様化・複雑化や教職員の多忙化・不足といった課題、地域については、つながりの希薄化といった課題があります。

このような状況において、「こどもまんなか社会」を実現するためには、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、彼ら彼女らの支援に関する取組や政策を中心に据え、権利の主体として認識し、その権利を保障しながら、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする必要があります。この認識を重視するとともに、「学び」と「育ち」に係る担当部署間の緊密な連携が重要であるとの認識を持っています。

第2節のウェルビーイングについてです。

今回の国の教育振興基本計画のコンセプトの1つに「ウェルビーイング」というキーワードが掲げられています。

ウェルビーイングとは、「心身ともに満たされた、生き生きとした（幸せ）状態」を表しており、日本社会に根差したウェルビーイングとしては、幸福感、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、サポートを受けられる環境、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現、心身の健康、安全・安心な環境などの要素が挙げられております。

これらを、教育活動を通じてバランスよく向上させていくことが重要で、例えば、19ページにありますとおり、全国学力状況調査において、「普段の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいあるか」を問うたものです。丹波市の児童生徒の状況は、ほぼ全国的なものと同水準ですが、

これをできる限り100%に近づけていくためのたゆまぬ努力をすることが大切と考えております。

こどもたちのウェルビーイングを高めるためには、教職員のウェルビーイングを確保すること大切であり、教職員のウェルビーイングを向上させる要素としては、こどもたちの成長実感や保護者・地域との信頼関係、職場の心理的安全性、労働環境などが良い状態であることなどが求められます。こうしたことが学びの土壌や環境を良い状態に保ち、学習者のウェルビーイングを向上する基盤となると考えております。

社会的には、「働き方改革」の機運が高まっており、働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようになりつつあると思われまます。

では、丹波市の教員の状況に目を向けると20ページ、丹波市の教職員の労働時間別の割合は、概ね45時間以下ではありますが、45時間以上80時間未満も平均して2割弱あります。

ウェルビーイングと学力は対立的に捉えるのではなく、個人のウェルビーイングを支える要素として学力や学習環境、家庭環境、地域とのつながりなどがあり、それらの環境整備のための施策を講じていくという視点が重要です。

学校を核とした地域づくりやコミュニティ・スクールなどの取組からも、また、生涯学習・社会教育を通じて、地域コミュニティを基盤としてウェルビーイングを実現していく視点も大切です。ウェルビーイングが実現される社会は、こどもから大人までひとりひとりが地域の担い手となって創っていくものでございます。

学校に携わる人々のウェルビーイングが高まり、その広がりがひとりひとりのこどもや地域を支え、更には世代を超えて循環していくという在り方が必要であると考えております。

第3節の多様性と包摂性のある共生社会の実現についてです。

一人ひとりのこどもたちが安心して学べる居場所づくりや支援体制の充実を今年度も一番の重要施策にしております。社会の多様化が進む中、障がいの有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境等に関わらず、誰一人取り残されることなく、誰もがいきいきとした人生を享受することのできる共生社会の実現に向け、社会的包摂を推進することが求められています。

学校現場においてもしかりです。令和5年度、丹波市立学校においては、特別支援学級は58クラス、在籍児童生徒数は264名、通級による指導は136名が受けており、通常の学級にも配慮を必要とする児童生徒は多数在籍しております。

障がいのあるこどもの自立と社会参加に向けて、障害者基本法等に基づいて、障がいのあるこどもと障がいのないこどもが可能な限り共に過ごすための条件整備をすすめているところであります。

また、不登校の状況については、R4年度の数値になるのですが、小学校1.14%（県1.80%、全国1.72%）、中学校6.49%（県7.06%、全国6.27%）となっています。不登校のこどもたちの教育機会の確保や相談支援体制の充実が大切だと考えております。

また、人々の多様性への対応を重視する社会が形成されるようになり、障がいのある人や高齢者、外国人が暮らしやすい社会が求められています。丹波市民意識アンケートでは、丹波市が外国人にとって暮らしやすい街と思うかについて、「肯定的」な意見が、30/40代で3割程度、50代以上で2割5分程度というところで、まだまだ見直さないとならないところがあると思っております。

また、男女共同についても、発達段階に応じて、男女の平等や相互の理解、男女が共同して社会に参画することの重要性等、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を払拭することが必要だと思っております。丹波市はどうかとみると、1点だけ、申し訳ございません。皆様にお配りしているグラフの40代のところが間違えておりますので、差し替えさせていただきます。グラフを見ると、肯定的な意見、賛成、どちらかといえば賛成というのが、1割、2割で、各世代、低いところがございます。どちらかといえば反対、反対、分からないというところを含めるとまだまだ改善すべきところがあるのかなというところがこのグラフから読み取れるところでございます。

これからの社会においては、すべての人々の幸福のために、性別や人種、民族、国籍、出身地、社会的地位、障がいの有無などによって差別されたり、排除されたりすることがない、誰もが分け隔てなく生活できるような包摂性のある社会が求められています。

他の章では「です・ます調」で書いていますので、今回は「である調」

になっていますが、「です・ます調」に修正させていただきたいと思っています。以上でございます。

(会長)

今、事務局から第2章についてご説明をいただきました。

今日、皆さんにさせていただく作業は具体的にはこの第2章で、今、読んでいただいても分かるように、抽象的な部分であるとか、丹波市のことをあまり述べられていない部分もあるかと思います。また、これは事務局案として出てきているものですので、これをもう少し、丹波市の現状をリアルに反映できるように、それを元に教育理念の方に持って行けるようにするために、いろいろなお立場からご参加いただいていますので、ご参加いただいている立場から「こどもまんなか社会」の実現状況が丹波市ではどうなのかとか、「ウェルビーイング」はどうなのかとか、「多様性とか包摂、共生社会の実現」こういった観点について、ご自身の今のお立場、されているところ、そういったところからの現状報告等みたいなことも含めて、グループでいろいろご意見を出していただきたいと思っています。

(委員)

こどもという定義は17歳以下全員という考え方でいいのですか。

(事務局)

直近ではこども基本法が出ておりますが、こども基本法では年齢定義はございません。いわゆる成長過程にあるもの全てという捉え方がされておりますが、この教育振興基本計画を策定する上で、市の教育が担う分野は0歳から15歳になりますので、そのあたりで、大筋考えていただければよいのかと思っております。

(委員)

基本的には、義務教育期間という考え方でいいわけですね。

(事務局)

今、部長が言いましたように0歳から15歳までということで、そこを基本に思っていたらと思います。

(委員)

基本的には、社会教育法に付属する年齢おられるわけですけど、15歳までではない、中学で卒業されて社会に出られる人は、こどもという定義だったら社会教育法の定義の中に入ってくるような感じを受けましたので質問しました。

(委員)

これまで、基本施策の中には、高校の魅力化支援が書かれていると思っているので、そのあたりはどうとらえるのですか。

あと、いただいた資料で第1節の前、今後の教育政策の実行にあたってというところの文章で、「学びに係る政策担当部署」と、「育ちに係る政策担当部署」というところを詳しくお聞かせください。

(事務局)

こどもに関わるところでいうと、教育だけではなくて、福祉や健康などもあります。いわゆる学び、学校教育とか社会教育ということですね、教育委員会が所管しています。育ちという部分が、子育て支援課であったり健康課であったり障がい福祉課であったりという部分でイメージしていただけたらと思います。

(委員)

分かりました。ありがとうございました。確認させてください。「学びに係る政策担当部署」ということであると、まちづくり部も入っているということで理解しているということでそれでよろしいですか。

(事務局)

入っております。

- (委員) 以上です。ありがとうございました。
- (会長) では、ワークショップどのように進めるか、事務局から説明をお願いいたします。
- (事務局) 今、それぞれ3グループに分かれて座っていただいておりますが、そこに事務局がファシリテーターとして入らせていただきますので、事務局を中心に話が進めていきたいと思っています。
「こどもまんなか」であるとか「ウェルビーイング」「多様性とか包摂性」というテーマで、例えば私が思う、私が考えるウェルビーイングはどういうところかなというところを深堀りできたらと思っています。
- (委員) 資料で提供していただいている基本理念のところは、具体的に意見を述べるのではなくていいということですね。
- (事務局) この後に、基本理念を具体的に詰めていきたいと思います。
- (委員) 分かりました。ありがとうございます。
- 次第3** **グループワーク1**
(1) 教育を取り巻く環境について
「こどもまんなか」「ウェルビーイング」「多様性と包摂性」
(2) グループワークでの意見共有
- 次第4** **グループワーク2**
(1) 個人ワーク
(2) グループワークで検討
(3) グループワークでの意見共有
- 次第5** **次回までの課題説明**
- (事務局) 本日、ワークシート2としまして基本理念が書いてあるA4の用紙がございます。意見が出しきれないとかまとまらないとか足りないところは持ち帰っていただいて自分の思いというところを整理していただきまして、次の機会はここから続けていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。
- 次第6** **閉会**
- (副会長) 今日は最初、時間とりましたので、なかなか各グループで発表していただくということはできませんでしたが、前に貼っていただいている3つのグループの内容について、事務局でまとめていただくことになると思いますが、いろいろな意見が出ておりますので、よろしく申し上げます。先ほど事務局からありましたように、基本理念につきましては、少し、話し合いの方、進めていただいておりますけれども、次回に持ち越して再度その基本理念について話し合いをしていくという形で今後進めていただきたいと思っております。
本当に、なかなか時間が取れない中で、最後まで、今日参加していただきました皆さん、ありがとうございました。
今後また、いろいろとお世話になりますどうかよろしくお願いいたします。

以上で終わりにさせていただきます。ありがとうございました。